

平成 30 年度
秦野市・上智大学短期大学部
提携事業計画

秦野市・上智大学短期大学部提携事業運営協議会

秦野市・上智大学短期大学部提携事業計画

この事業計画は、秦野市(以下「市」という。)と上智大学短期大学部(以下「大学」という。)における提携事業について、秦野市と上智短期大学の提携に関する協定書(平成19年10月27日締結。)第2条第2項の規定に基づき、平成30年度の事業実施に必要な事項を定める。

1 連携事業に關すること

(1) ひとづくりに關すること

ア コミュニティカレッジ講座に關すること

大学は、市民及び学生の国際感覚の向上、他文化への理解、地域社会との交流を推進するため、地域に公開するコミニティカレッジ講座を開講する。

イ 日本語・教科支援ボランティアに關すること

大学は、外国籍市民の日本語の習得、外国籍市民及び学生の他文化への理解、地域社会との交流を推進するため、日本語・教科支援ボランティアを実施する。

ウ 学習支援に關すること

(ア) 児童英語教育ボランティアに關すること

市及び大学は、児童及び学生の国際感覚の向上、他文化への理解を推進するため、保育園、幼稚園、小学校において、より効果的な英語授業等を実施するための方策を検討し、連携して推進する。

(イ) 日本語教育支援ボランティアに關すること

市及び大学は、小学校、中学校において、外国籍の児童・生徒を対象に、日本語や教科学習の支援を実施するための方策を検討し、連携して推進する。

(ウ) ハロウィンイベントに關すること

市は、大学が主催するハロウィンイベントの実施について必要な支援を行い、連携して推進する。

(エ) 大学の自己点検・評価に關すること

市は、大学が実施する3つのポリシーを踏まえ、自らの取組みに係る適切性を確保するための点検・評価会議に参画し、客観的視点から意見を述べる。

(オ) 地域の課題研究に関すること

大学は、市と共通で設定した地域の課題解決を目的とした研究を行い、その知見を市と共有する。

(カ) その他

市は、学生が調査研究活動又は社会体験活動のために市の事業、及び行事等に参加を希望する場合に、必要な支援を行う。

(2) まちづくりに関すること

ア 秦野駅周辺賑わいづくりに関すること

大学は、秦野駅周辺におけるにぎわい等を創造するため、市や地域が実施するまちづくりについて必要な支援を行い、連携して推進する。

イ 地域行事に関すること

大学は、地域の祭りや各種の行事に積極的に参加する。

ウ 災害ボランティアに関すること

市及び大学は、大規模災害が発生した際に、被災地におけるボランティア活動を円滑に実施するため、必要な連携・協力体制を構築するための協議を行う。

エ その他催事に関すること

市主催及び大学主催の行事に関し、その広報活動、計画立案及び参加（派遣）については、互いに協力する。ただし、参加（派遣）の依頼については、極力早い時期に行うものとし、立案の段階で提携事業所管課を経由し、相手方に依頼する。

2 協力事業に関すること

(1) 職員及び講師等の派遣協力に関すること

ア 氏名を指定して依頼する場合

提携事業所管課を経由し、市長又は学長あてにその教職員の派遣を依頼する。

イ 氏名の指定がない場合

提携事業所管課を経由し、市長又は学長あてに教職員の選出を依頼する。

依頼を受けた側は、職務内容等を考慮し、教職員を推薦する。ただし、該当する教職員がいない場合は、この限りでない。

ウ この項に関する経費等に関しては、派遣を依頼する側の規程により運用する。

(2) 施設の相互利用協力に関すること

ア 災害時の施設使用協力に関すること

市及び大学は、地震、風水害その他の災害に備え、災害時における施設使用に関する協定を締結し、必要な協力をを行う。

イ その他の施設の相互利用協力に関すること

(ア) 市又は大学は、提携事業による施設利用が適当と判断した場合には、提携事業所管課を経由し、その施設利用を申請する。

(イ) 施設を提供する側は、施設利用の諸規則及び他の利用者の利便、並びに行事日程等を考慮し、利用の可否を決定する。

(ウ) この場合における利用料は、別に定める。

(3) 広報協力に関すること

市及び大学は、それぞれが持つ広報手段（広報紙、掲示等）を用いて互いの広報活動に協力する。この場合において、その依頼は提携事業所管課を経由して行うものとする。

(4) その他の協力に関すること

市及び大学は、多様な市民ニーズや学生の希望に対応するために行う事業について必要な協力をを行う。

3 その他

- (1) 運営協議会は、事業計画に基づいて実施した連携の取組み状況の報告を受け、評価を行い、課題があれば改善計画を立て、これを実施する。
- (2) 提携事業の庶務は、秦野市と上智大学短期大学部の提携事業所管課において行う。
- (3) 運営協議会において審議する事項が生じた場合で、同協議会を開催できないときは、市長及び学長の承認により決定する。
- (4) この実施内容に疑義が生じたとき、又は新たに追加すべき事項が生じたときは、その都度双方協議する。

以上